

豊島区立男女平等推進センター条例の一部改正について

1. 改正理由

豊島区においては、「男女」が多様な性自認・性的指向の人々が含まれる表現としては不十分であると考え、平成31年4月に男女共同参画推進条例を改正し、「男女」を「すべての人」に改めた。

さらに、「男女共同参画」については新たに「性別等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。」と定義した。

一方、現行の豊島区立男女平等推進センター条例における「男女共同社会」は、「男性と女性が等しく自分の能力や意欲を活かし共に形づくる社会」という定義である。男女共同参画推進条例を改正した趣旨に沿って男女平等推進センターの設置目的を示すためには、「男女共同参画社会」という文言に改めることが適当である。

2. 改正内容

第1条(目的)の「男女共同社会の実現」を「男女共同参画社会の実現」に改める。

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この条例は、豊島区立男女平等推進センター(以下「センター」という。)の設置、管理及び使用料について必要な事項を定め、もって女性をとりまく諸問題の解決と男女共同社会の実現に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、豊島区立男女平等推進センター(以下「センター」という。)の設置、管理及び使用料について必要な事項を定め、もって女性をとりまく諸問題の解決と男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

3. 施行期日及びその理由

(期日) 令和4年4月1日

(理由) 第5次としま男女共同参画推進プランが男女共同参画推進条例の改正を踏まえた内容であるため、プラン期間の適用開始日を施行日とする。

4. 区議会に付議しようとする時期

令和4年第1回定例会

<参考>

女性政策(センター設置)状況一覧				
令和3年10月1日現在				
	区名	センター名等	目的等	パートナーシップ制度
1	千代田	男女共同参画センター	男女共同参画社会の実現	
2	中央	女性センター	男女平等社会の実現	
3	港	男女平等参画センター	男女平等参画社会の実現	○
4	新宿	男女共同参画推進センター	男女共同参画の推進	
5	文京	男女平等センター	男女平等参画社会の実現	○
6	台東	男女平等推進プラザ (生涯学習センター条例)	男女平等の推進 (豊かな生涯学習環境の整備)	
7	墨田	すみだ女性センター	女性の自立及び社会参加を促進し、女性の地位向上に資する	
8	江東	男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の実現	
9	品川	男女共同参画センター (総合区民会館条例)	男女共同参画の推進 女性の社会的地位の向上	
10	目黒	男女平等・共同参画センター	女性問題の解決及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会の実現	
11	大田	男女平等推進センター	男女共同参画社会の実現	
12	世田谷	男女共同参画センター	男女共同参画社会の実現	○
13	渋谷	男女平等・ダイバーシティセンター	男女平等と多様性を尊重する社会(性別等にとらわれず、多様な個人が尊重される社会をいう)の推進	○
14	中野	男女共同参画センター(庁舎内) (男女平等基本条例)	男女平等社会の実現	○
15	杉並	男女平等推進センター	男女共同参画社会の実現	
16	豊島	男女平等推進センター	女性を取りまく諸問題の解決 男女共同社会の実現	○
17	北	スペースゆう	女性を取り巻く諸問題の解決 男女共同参画社会の実現	
18	荒川	男女平等推進センター	男女平等社会の実現	
19	板橋	男女平等推進センター	男女平等参画社会の形成	
20	練馬	男女共同参画センター	男女平等参画社会の実現	
21	足立	男女参画プラザ	男女共同参画社会の実現	○
22	葛飾	男女平等推進センター	男女平等社会の実現	
23	江戸川	人権・男女共同参画推進センター	人権啓発・男女共同参画の推進	○